令和2年7月29日 群馬県健康福祉部介護高齢課

- ●本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響の中、必要な介護サービスを継続して提供するため必要なかかり増し経費を支援するものです。
- ●<u>令和2年1月15日以降</u>に以下の要件を満たした事業所が対象となります。

事業の対象となる要件		通所系	短期入所系	入所系	訪問系	対象のかかり増し経費
1	利用者又は職員に感染者が発生した (職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合も含む)	0	0	0	0	・消毒・清掃費用等 ・マスク、体温計等の衛生用品の購入費用
2	濃厚接触者に対応した	×	0	0	0	・事業継続に必要な人件費等 (割増賃金・手当等) ・送迎を少人数で実施する際に追加で必要な車 の購入、リース費等
3	通所系事業所が居宅へ訪問しサービス を提供した	0	×	×	×	・その他、サービス継続に必要な経費
4	①及び自主的に休業した介護事業所等 の利用者の受け入れや応援職員の派 遣をした	0	0	0	0	・自主休業した事業所の利用者を受け入れた場合に対応するための職員の時間外手当等 ・職員を応援・派遣するための賃金、手当等

- ●申請書提出期限や本事業に係る詳細な内容については、ホームページの掲載内容をご確認ください。
- ●介護職員への慰労金や新型コロナウイルス感染症発生の有無に関わらず感染症対策をした場合の支援金事業 については別途お知らせいたします。